

平成28年第4回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成28年12月13日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年12月13日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年12月13日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年12月13日 15時14分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	建設産業 課 長	市田精志	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	西 岡 良 祐		2 番	西 昭 夫		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成28年第4回笠置町議会会議録

平成28年12月13日～平成28年12月20日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年12月13日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 同意第3号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件
- 第5 議案第32号 笠置町税条例一部改正の件
- 第6 議案第33号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第7 議案第34号 京都地方税機構規約一部改正の件
- 第8 議案第35号 笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第9 議案第36号 笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第10 議案第37号 笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第11 議案第38号 笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例定の件
- 第12 議案第39号 笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第40号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第41号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第15 議案第42号 J R 笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第16 議案第43号 笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第17 議案第45号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第18 議案第46号 平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件
- 第19 議案第47号 平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

気ぜわしい師走に入りましたが、ことしもあと数日となり、日増しに寒さが増してまいりましたが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成28年第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成28年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、西岡良祐君及び2番議員、西昭夫君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月20日までの8日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る11月9日、町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催されまして、出席いたしました。全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原点に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村を実現するため決議を行い、要望書を各関係省庁に提出いたしました。全国大会終了後は、各町村の当面する諸

問題について、京都府選出国會議員との懇談を行いました。

翌10日から11日におきまして、長野県飯綱町に議会改革と活性化方策について視察研修を行いました。以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

笠置山の紅葉も終わり、日ごとに寒さが増してきております。インフルエンザの猛威が心配される中、議員の皆様には体調に御留意いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、町政の状況につきまして御報告させていただきます。

ことしで7回目を迎えるご当地鍋フェスタ「鍋ー1グランプリ」を12月4日に開催いたしました。議員の皆様初め多数の方の御協力を賜りながら盛大に開催することができましたこと、感謝申し上げます。開催までに不手際な点多々あり、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げますとともに、改めて厚くお礼を申し上げます。次第でございます。

4月のさくらまつり、8月の夏まつり、11月のもみじまつり、1年を締めくくる今回の鍋フェスタ等、年間を通じたイベントが定着し、笠置町が活気にあふれ、大いにPRすることができたと実感をしております。

次に、笠置町のプロモーション映画「笠置ROCK！」について報告させていただきます。

地方創生加速化交付金事業の一つとして、笠置町のプロモーション映画の作成に取り組んでおりますが、12月10日から本格的な撮影が始まり、12月11日には200名の町民の皆さんに御参加していただき笠置音頭の撮影が行われました。寒い中、長時間にわたり御協力いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。次第でございます。

笠置音頭は、以前は町民運動会などで踊っていただく機会もありましたが、この映画の撮影により何十年ぶりの復活となりました。来年2月の完成を目指し、監督初めスタッフの方々に頑張っていただいております。来週まで撮影が続きますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、ゴルフ場利用税の存続要望について報告させていただきます。

当町におけるゴルフ場利用税交付金は、平成27年度決算で約4,200万円が交付され、町税収入に対しては約3割を占めるという高い割合となっております。ゴルフ場を持つ自治体としましては、アクセス道路の整備や維持管理、災害防止対策、また環境対策など、ゴルフ場特有の対応が必要となり、一般財源の乏しい当町にとって、この交付金は貴重な財源となっております。

11月4日には府内の国会議員の方々の事務所に伺い要望書を手渡しさせていただくとともに、11月16日は南山城村長やほかのゴルフ場所在自治体の首長の方々と国会議員の先生方に堅持に向けて要望を行ってまいりました。

11月30日の税制調査会において、平成29年度も存続されることとなりましたが、まだまだ厳しい状況が続くことは必至ですので、引き続き要望活動を行う必要があると感じております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、同意1件、議事案件は補正予算3件を含む16件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げて、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について提案理由を申し上げます。

学識経験者から選任いたします監査委員の任期満了に伴い、現監査委員を再任いたしたく同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成32年12月21日までの4年間となっております。御審議の上、御同意いただけますようよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、同意第3号につきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

平成28年12月13日提出、笠置町長、西村典夫。

住所、京都府相楽郡笠置町大字飛鳥路小字小樹35番地。氏名、仲北悦雄。生年月日、昭和22年10月22日、満69歳の方です。よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行ひます。仲北悦雄君を笠置町監査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、仲北悦雄君を笠置町監査委員の選任に同意することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第32号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第32号、笠置町税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴ひ、関連する笠置町税条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第32号、笠置町税条例一部改正の件について改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、所得税法の改正に伴ひ、特例適用利子または配当等を有する者に対し、当該所得を分離課税とするための改正を行っております。

なお、条文の詳細または文言の修正は一部説明を省略させていただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。5ページをごらんください。

初めに、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2では、特例適用利子や配当等を有する者に対し、当該利子等の額に係る所得を分離課税とするため、5ページから9ページまで条を新たに追加しております。

9ページ、下段をごらんください。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の3では、条の追加に伴います条番号のずれを整備し、法改正に伴う規定の整備並びに文言の修正等行っております。

なお、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律の施行日である平成29年1月1日から施行します。

以上、笠置町税条例一部改正の件について説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議案について3回ですので、申し添えます。

質疑はありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ただいま説明のありました9ページなんですが、旧のほうは第20条の2とありますが、これは間違いありませんか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 旧が20条の2、新が20条の3でございますけれども、間違いございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今説明したのは20条の2となっているんですが、これは20条の4じゃないですか。笠置町例規集には20条の4とうたってあるんですが、その点はどうなんですか、御説明願います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 現行の例規集につきまして、正確に確認はちょっとできておらないんですが、これは施行日の関係でございまして、現に条例にうたっているものにつきましては、現行の28年4月等の施行されているものであって、これは先ほど申しましたよう

に29年1月1日から施行のものに適用しているものでございます。

ですので、現行の条例に記載されている番号と多少ずれが生じているものと思われます。それは一旦ちゃんと現行の例規をもう一度確認させていただきますけれども、次にありますものもそういうようなことになっておりますので、恐らくこの税条例のほうもそういうものであるというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 税住民課長、答弁。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

今、皆さんがお持ちのものでは20条の4ということになっておるようでございますけれども、さきに議決をいただいております税条例の中のものについては、これは既に1月1日の段階では20条の2ということになって、そのときに溶け込んでいくということですので、現状はこのままでございますけれども、21日の段階で溶け込んでいくようになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、説明願ったんですが、我々がもらっている町例規集では20条の2の文句が、これに載っているのは20条の4の文句なんですよね。その点はどうか、間違いじゃないかということ指摘しているだけであって、もう一度、例規集を見てもらって、今後、訂正をお願いしたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第32号、笠置町税条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第33号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第33号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号が）平成28年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連します笠置町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第33号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について改正内容を御説明いたします。

今回の改正の概要は、所得税法の改正に伴い、特定適用利子または配当等を有する者に対し、当該所得を町民税で分離課税される利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるために見直すものでございます。

それでは、3ページ新旧対照表により御説明いたします。ごらんください。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第10項、並びに4ページ、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、第11項では、町民税で分離課税される利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めるため、新たに項を追加しています。

次に、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第10項を第12項に、次に5ページになります、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、第11項を第13項に、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例、第12項を第14項に改めており、いずれも項の新設に伴います項番号のずれを整備しております。

なお、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律の施行日である平成29年1月1日から施行します。以上、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について説明を終わります。

なお、先ほど松本議員から御質問のありましたことにつきまして、この国民健康保険税条

例につきましても同じことが言えまして、さきに議決をいただいております条例が現行の条例ではまだ反映されていないというような状況になっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、説明されました3ページ、下から4列目、ここに記入されております改正後の案について、金額の合計額という文字があるんですが、そこにかぎ括弧と括弧が2つまぎっているんですが、これは印刷の間違いですか。それとも、こういう規約になっているんですか。説明ください。

それと同時に、5ページも同じ形で下から6列目、こういうマークが入っているんですが、今度、改正後これはどういう意味をなすのか、説明ください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えしたいと思えます。

かぎ括弧が括弧、かぎ括弧ということで、これだけ見ますと間違っているかのように見えるんですが、これは条例改正の中で、文言の修正等がある場合に、これは反映されるものということで、よく表現されるものでございまして、間違いではないと思われます。

それから、もう一点お聞きされていた部分について、ちょっと聞き漏らしをしておるんですが、もう一度お願いできませんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 松本さん、もう一点のやつ、聞き漏らしたそうやから、もう一回、もう一点だけ言うたってください。松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今、一応お尋ねしたんですが、もう一度お聞きしますけれども、3ページの下から4列目の合計の額のところに括弧とかぎ括弧があるんですが、この3列目も括弧の向きが同じなんです。どれを括弧で閉めているのか、それをちょっと。これは、ちょっと後から調べておいてください。もういいです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第33号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第7、議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件について提案理由を申し上げます。

京都地方税機構が処理する義務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受付等の事務を追加するため、その規約の一部を改正することについて、京都府及び京都市を除く福知山市外23市町村と協議したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件について、地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税機構が規約を改正しようとするときは構成団体との協議が必要とされていますので、同条11により議会の議決を求めています。

改正内容につきましては、本年4月から開始された軽自動車税申告書等のデータ化の共同処理に引き続き、京都地方税機構が自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受付等事務を行うための規約改正でございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

3ページをごらんください。

広域連合の処理する事務第4条第2号中は、文言の修正を行っておりまして、「賦課徴収すべき軽自動車税」を「賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税」に、「地方税法」を「同法」に、「軽自動車及び」を「軽自動車又は」に、「二輪の小型自動車に限る」を「二輪の小型自動車に係るものに限る」に、「データ作成及びこれ」を「受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びにこれら」に改めています。

次に、4ページをごらんください。

別表第3項におきましては、新たな事務の共同化に伴いまして、京都府を含む全構成団体におきまして、京都府と市町村のそれぞれ負担すべき事務に要する経費を明確に区分しています。また、第4項では、規約の改正に伴います負担経費の規約の整備を行っております。

なお、この規約は、各構成団体の議会の議決により協議が調ったものとして、総務大臣へ規約変更許可申請が提出されることとなっております。

施行期日は、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件について反対討論を行います。

今回の内容は、京都地方税機構の処理する事務に自動車取得税、自動車税などに係る申告書などの受付、税額の算定などの業務を加えるというものになっています。京都地方税機構では、実情を考慮しない徴税が行われている事例もあります。

本来、徴税は納税者の支払い能力や経済状況など実情に合ったきめ細かな対応が求められます。今回の改定は、こうした身近な町がきめ細かな対応をするということに逆行するもので、到底認められません。以上を反対理由として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第34号、京都地方税機構規約一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第35号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第35号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたものでございます。

主には、地域密着型通所介護事業という新たなサービスが創設されたことにより、所要の改正をするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第35号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

まず、今、町長から提案理由があったところでございますが、この条例につきましては、平成23年の介護保険法改正によりまして、国の基準から町が指定する基準となりましたことにより、平成25年4月に新たに条例制定をさせていただいた事業でございます。

それで、先ほどの町長の提案理由に基づきまして一部改正省令が出まして、いわゆる小規模の通所介護事業所が笠置町の指定の要件に該当するようになったと改正されましたので、今回改正させていただくものでございます。

新旧対照表21ページからになっておりますので、まず21ページから説明させていただ

きます。

21ページの改正後の案の右の下のほうに、第3章の2、地域密着型通所介護というのがございますが、今回これが新たな基準として設ける項目として新設させていただいたところでございます。意味合いとしましては、小規模な通所介護の地域密着型サービスというふうなことになってございます。

詳細な説明は、27ページからさせていただきます。

まず、27ページ、このサービスの基本方針でございます。

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護——括弧は省略します——の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う云々というふうなことでございます。この基本方針をここで定めておるところでございます。まず、わかりやすく言いますと、中・重度の要介護者や認知症となっても無理なく在宅生活を維持するために、大げさに言いますと24時間体制でフォローしていくと。また、利用人数が少ない小規模なものに対しても対応していくと。通い、訪問、泊まりといったサービスの組み合わせで一体的に提供する包括報酬サービスというのを地域密着型というのが言っているというふうなところで、その趣旨をここに書いておるところでございます。

それで、27ページの第2節から具体的な内容を書いておりますので、基本的には項目の説明ですが、今回、通常の規定に加えて新たに追加された部分については、若干詳しく御説明もしていきたいと思っております。

また、第2節、人員に関する基準として、59条の3で従業員の員数を定めています。

その各号で、1号、生活相談員が1以上、それから、2号、看護師または准看護師、これは28ページにまいりまして、1以上、それから、3号、介護職員は、28ページの下段にまいりまして、15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を確保、それから、4号で機能訓練指導員1以上、それから30ページにまいりまして、7号で、第1項の生活相談員または介護職員のうち1以上は常勤でなければならない等々の規定をしております。

それから、30ページの管理者につきましては、59条の4において定めております。常勤の管理者を置かなければならないとされておるところでございます。

それから、第3節、設備に関する基準でございますが、59条の5で定めております。食

堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならないとされているところでございます。

それから、32ページにまいりまして、第4節で、運営に関する基準を59条の6で心身の状況等についての把握を定めているところでございます。

それから、利用料の受領につきましては59条の7、それから33ページにつきまして、指定地域密着型通所介護の基本方針として59条の8で定めているところでございます。

それから、34ページにまいりまして、その具体的な取り扱い方針を59条の9で定めております。

35ページには、指定地域密着型通所介護計画の作成につきまして、59条の10で定めておるところでございます。

36ページにまいります。管理者の責務につきましては59条の11で、運営規定につきましては59条の12で、この中では重要事項に関する規定を定めておかなければならないというふうにされているところでございます。

37ページにまいりまして、勤務体制の確保等につきましては59条の13で、定員の遵守につきましては59条の14、それから非常災害対策につきましては38ページにまたいでおりますが59条の15、それから衛生管理等につきましては59条の16で定めております。

それから、59条の17でございます。ここの地域の連携については、国の基準についても今回新たに設けられた部分でございます。全て読み上げると、ちょっと時間的なものもございまして、38ページの下から4行目に運営推進会議というのがこの制度の中では設けられたというのが特徴でございまして、これは何たるものかといいますと、運営推進会議といいますのは、利用者家族や地域住民、市町村職員等が構成員となり、事業所が地域に開かれたサービスになるよう事業所の運営状況等について助言等を行える会議というふうな位置づけでございます。こういうことをしなければ介護報酬を請求できませんよというふうなことでございます。

それから、39ページ、事故発生時の対応につきましては、59条の18で定めておるところでございます。

40ページにまいりまして、記録の整備につきまして59条の19で定めておるところでございます。この中で、一部、国の基準と違うところがございまして、59条の19の2項

の3行目、書類の記録保存期間でございます。5年間の保存と。これは、国の基準では2年間でございまして、いろいろ解釈はあるんですが、請求事項というふうなところの関係から、地方自治体におきましては、自治法では5年というふうな規定がございますので、それに準じた形で5年という規定に変えさせていただいています。

それから、41ページ、第5節の指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準に入らせていただきます。

第1款、この節の趣旨及び基本方針で、この節の趣旨ということで59条の21で定めるところでございます。先ほど言いました小規模の通所介護のうち、特に指定療養通所介護について、新たな基準がここで追加されているわけございまして、若干の介護プラス疾病的なもの、ここの通所介護の中に留意事項として指定されたというふうなところがございます。当然、疾病を含んだ人でございますので、看護師による観察が必要なものを対象というふうな文言の整理がここに追加されているわけでございます。

それから、その規定の中で、42ページにまいりまして、基本方針が第59条の22に定められ、その2項においては、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならないというふうなところが特徴的になっているところでございます。

第2款につきましては、人員に関する基準でございます。従業員の員数につきましては、59条の23で、この事業所介護の提供に当たる看護職員または介護職員の員数は利用者の数が1.5に対し、療養通所介護従業者が1以上確保されるというものになってございます。2項では、1人以上は常勤の看護師というふうな規定がございます。

それから、管理者については、第59条の24で、それから2項では、管理者は看護師でなければならないというふうな規定がございます。

それから、43ページにいておりますが、第3款の設備に関する基準にまいります。

利用定員につきましては、第59条の25で9人以下とするというふうになります。それから、設備及び備品等につきましては、44ページにまいります。59条の26で定めております。

それから、第4款、運営に関する基準につきましては、これは本体の地域密着型通所介護と異なる部分につきまして御説明させていただきたい。省略する部分が多くなります。

45ページの指定居宅介護支援事業者等との連携につきましては、59条の29で定められておまして、「指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指

定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」というふうにされているところでございます。

それから、47ページにまいりまして、療養通所介護計画の作成につきまして、59条の31で定めておるところでございます。

それから、3項で療養通所介護計画につきましては、訪問介護計画書の内容との整合を図りつつ作成しなければならない。常に関係者との連携を密にしなければいけないというようなことが言われておるところでございます。

48ページにまいりまして、緊急時等の対応につきましては、第59条の32で、2行目からでございますが、「利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時の対応策等をあらかじめ定めておかなければならない。」とされているところでございます。

49ページにまいりまして、管理者の責務につきましては、第59条の33で定めておるところでございます。2項では、情報連携につきまして、今までの説明と同じような形で書いております。

それから、50ページにまいりまして、緊急時対応医療機関につきましては、59条の35で、「利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。」というふうなところが規定されているところでございます。

それから、50ページの最後は、安全・サービス提供管理委員会の設置につきましては59条の36で、51ページにまいるわけでございますが、2項で、今回特徴的なというんですか、先ほど言いました会議につきましては、おおむね6カ月に1回以上の委員会を開催するというふうなところが規定されているところでございます。

それから、52ページにまいりまして、これ以降でございますが、今回新たに設けられた規定の運営推進会議というところでございますが、これは今まであった規定の中に溶け込ませる必要がございます。これは読みかえというふうな形で、非常にテクニカルな部分の改正がこれ以降されているわけございまして、説明を省かせていただきます。

運営推進会議を今までの部分に準用することによって、今決まっていた会議というのは削除する部分も出てきますし、新たに読みかえていくというふうな部分もございます。そういう文言が主に最後まで続いております。その部分につきましては省略させていただきたいと思っております。

ちょっと雑駁な説明になりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、国のほうは、介護事業について、サービス提供を自治体に任せていくという方向を打ち出して進めています。自治体が自治体の実情に合わせてどのようなサービスを提供するかを決めること自体は意義のあることです。しかし、財源の保障などがなければ、保険料を上げるか、自治体の持ち出しとなって、サービスの水準が維持できない事態にもなりかねません。

笠置町は、財源の裏づけ、サービスの水準の維持について、どのような認識でしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございます。

個別のこの件の財源確保ということではなくして、今回、地方にいろいろ業務が、これも一つの指定権限ですので、移譲というふうな形で捉えてもいいかと思うんですが、そういうふうな事業を展開するのに財源をどうするのかというふうな観点の御質問であったように思うんですが、これにつきましては国のほうも一定予算の枠組みというのを変えてきてございます。

今まで、介護保険法の改正の中で、来年度から本格的に総合事業というものに移行されるというふうなことは常々御説明申し上げてきたところでございますが、その主な市町村が主体となっていく事業というのは地域支援事業という枠組みになります。地域支援事業につきましては、今までの予算の枠組みよりも新たな枠組みとして提供されるものでございます。その枠組みの中で、いかに事業を厳選して効率的に、それから、できるだけ利用者の地域でのサービスを提供漏れがないような形でしていくのかというのは、当然その予算枠というのは拡大されていますので、その中で適正にやっていくというふうなことで対応していくというふうなことは当然やっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、予算枠も拡大されているということで、答弁がありました。

私は、町長にも認識を伺いたいんですけども、地方のほうでいろいろサービスを提供していくこと自体は積極的な意義があると思います。しかし、そのことがサービスの水準の低

下になれば、利用者へ不便をかけることになると思いますので、ぜひサービスの水準の維持をしっかりと図れるようにしていただきたいと思います。その点について、町長の認識をお伺いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町も来年度から要支援1に対する今までの介護事業から外されて地域支援事業に移行していきます。基本的には、やはり今まで行っていたサービスを絶対低下させることなく町としては取り組んでいかなければならない。そのような取り組みをやっていきたいと思っております。

また、運営推進会議というのも立ち上げられまして、そこで利用者の父兄のや、また行政の方をまじえて、そういうサービスのあり方、今のサービスのぐあいやとかを必ずチェックしていただけたと思いますので、そういう推進会議なの皆さんとともに笠置町のこれからの地域支援事業を充実させていきたいと、このように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと質問しますけれども、この地域密着型通所介護についてのサービスというのは、先ほどの説明で小規模な事業所ということについての条例の追加やということですが、今現在、笠置町で、社協がやっている訪問介護サービスですか、ああいうことをやっておられますけれども、あれはこの地域密着型通所介護の範囲には入らないのか。今、社協がやっている訪問介護のことについては、この条例は関係してこないのか。その辺についてちょっとお伺いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） ただいまの西岡議員の御質問についてお答えさせていただきます。

この条例につきましては、小規模なということで、18人の利用定員未満のことを定義しております。社協につきましては、これには当てはまりません。

これに当てはまる事業所というのは、笠置町では町外の施設になります。町外の施設を利用するに当たって、笠置町がこの条例に基づいて指定をするというふうな位置づけとなります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

社協のやっているやつは該当しないと。それと、今、伊左治医院でやってもらっておるデイサービスですね、こういうものも該当しない、関係ないということになりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今、伊左治医院でやっておられるような訪問介護事業所ということで、ここに規定してございますのは地域密着型のサービスということで、現在の条例で、目次を見ていただければ大体わかると思うんですけども、8種類ございます。

8種類読み上げさせていただいたらいいんですけども、二、三特徴的なものを読み上げますと、認知症対応型通所介護、それから認知症対応型共同生活介護、それから看護小規模多機能居宅介護というふうな形の種類が8種類ございまして、今回この条例改正により1種類ここに追加されるというふうな改正でございまして、訪問介護事業所につきましては従来の本体の介護事業というような中で整理されてございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、この条文の改定で、改正後、65ページなんですけれども、この中間に、改正されていますが、この文句の送り、この「と」が二重に続いているんですけども、これは間違いないですか。

「「第5章第4節」と読み替えるものとする」と改定後なっていますが、これはこれで正しいんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございます。65ページのこれは109条の手前の行でございます。改正前が、ちょっと1文節読み上げますと「72条第2項中「この節」とあるのは、「第5章第4節」と読み替えるものとする」を、ここをもう削除するというふうな改正案になってございます。

もとの条文が読みかえ規定をしておりますが、改正後はこの読みかえ規定は不要やというふうなことで、この部分を削除するというふうな規定になっていまして、それで上の文がここで言われているようなふぐあいが生じないかということでございますが、これを全く削除して、改正後は上の段とひつつきまして、ここもちょっと読ませていただくと、「の

11条第2項中「この節」とあるのを「第5章第4節」と、と読み替える」というふうなことで、違和感を生じられたというふうに思うんですが、一部改正案としては、こういう表現にならざるを得ないということで、間違いはございません。

これは一つの、先ほどの税条例のほうの話にもございましたけれども、なかなかテクニカルな表現を用いるというのが、この改正案のものでございまして、前文とつなぐんじゃなしに、この文を削除して条文とつなげていくというふうな改正案で、これを溶け込ませたときに、新たな条文としては、以前溶け込ませた部分がなくなっていくというふうな意味合いになります。

これについては、なかなか御納得いかないかなと思うんですが、こういうものやというふうに解釈していただくのがいいのかなと思います。

この条例改正につきましては、笠置町では例規システムというソフトを用いております。行政のソフトでございまして、その中で呼び出してきたものでございますので、間違いはないというふうに今は認識しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ちょっと1点お聞きしたいんですけども、43ページの利用定員で、59条の25、指定療養通所介護事業所の利用定員は9人以下となっていますけれども、これは町外の施設を利用する場合は、町がその施設に対して9人以下ということですか。笠置町の場合は、だんだん高齢者が多くなってきてね、それ以上の。

それと、多くなれば、50ページの運営規定というところに、59条の34に（4）で指定療養通所介護の利用定員と書いていますね。これは、ここを読めばわかるんですけども、次に係る事業所ごとに定員を決めるということ。これが、笠置町がまた9人以下ということになるんですか。例えば、この近くで、いろんなそういう事業所がやられているのも9人以下。ここの利用定員とここの利用定員というのは、笠置町はとにかく一つの事業所については9人以下と。そして、今言いましたように50ページの指定療養通所介護の利用定員というのは、ここに定めるとなっていますけれども、ここの定員はもう同じ9人以下になるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございます。

まず、59条の9人以下ですよね。これにつきましては、指定療養通所介護というふうな事業所に限っての規定でございます。先ほど言いましたように地域密着型というのは当然小規模になってきます。これ以上の必要なところについては通常の介護施設というふうなところでございまして、あくまでこの規定は、指定地域密着型とする事業所であるならば、こういう規定を持ちなさい、こういう基準を持ちなさいというふうな指定でございまして、ここに全て笠置町で利用させていただきたい人が行くわけではございません。ただ、ここに行ける人については、ここで利用していただく。

それで、指定療養通所介護の需要が増したときどうするのやというような話ですが、現在、京都府の介護保険事業計画というのは、事業所を認定するに当たっては、そこを見込んだ中で、近隣の施設はどれだけやとか、これは京都府下だけには限られるんですけれども、まだ都道府県の連携はとれていないところなんですけれども、その辺を見込んだ中で施設整備というのをされているわけございまして、これは病院も一緒でございますが、そういう中で、若干笠置町については、まだまだ利用者数は少ない。極端なことを言えば、以前1人おられたんですが、今現在は利用者はおられません。これから当然ふえてくるかと思いますが、現在のこういう利用施設については充足しているというふうに考えておるところでございまして、もう一つのほうも同じような形で御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第35号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第35号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第36号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第36号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたものでございます。

主には、指定介護予防認知症対応型通所介護事業に新たに地域との連携強化を図ることとされたことにより、所要の改正をするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第36号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど第35号で御審議いただいた地域密着型通所介護の創設に伴いまして、同介護予防サービス事業を円滑に行うため、基準の設定あるいは字句の整理をするものでございます。

改正点の主な部分の説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表、3ページからでございますが、4ページの中段、地域との連携等という括弧のくくりで、第39条で定めておるところが、今回新たに設定された基準ということになり

ます。先ほどの審議と内容はそんなに変わってございません。運営推進会議というのをこの中で設置しなさいというふうなことを介護予防のメニューの中にも影響してきてございます。39条を読んでいただければいいんですけども、先ほどの条例と同様、利用者あるいは家族、それから関係機関で構成される運営推進会議を設置し、以下、運営について新たに追加されたものでございます。

まず、4ページで運営推進会議の設置をうたっております。それから、5ページの5項を新たに設けているところでございます。5項は、同一敷地内で居住する利用者、いわゆる同じ敷地内に2つの機能を持ったものがあるならば、その連携、情報の提供等に努めなければならないというふうな規定でございます。

それから、以降につきましては、運営推進会議については準用条項、それから運営に関する基準については、認知症対応型通所介護と同様のものにつきましては削除されているものでございまして、説明については省略させていただくことにさせていただきます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第36号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第36号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第37号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準

を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第37号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を改正する必要性が生じたものでございます。

主には、地域包括支援センターの職員である主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメントの質を向上させることとされたことにより、所要の改正をするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第37号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

この内容につきましては、先ほど提案理由でございましたとおり、地域包括ケア推進など、来年、介護保険法の総合事業で大きな制度改正が行われる中で、ますます地域包括支援センターの役割というものが大きくなる。これは当然のことでございますが、その中で、実践的な能力というのを兼ね備えていなければならないということで、その従業員の資質の向上を国が新たに設定したというふうな改正になってございます。

これは、国が出す場合、介護保険法では、よく「従うべき基準」と、それから「参酌する基準」というふうなことを言われますが、この改正につきましては、従うべき基準というふうな規定でございまして、そのとおりを笠置町条例の中で反映させたということでございます。

2ページの新旧対照表の中で、笠置町が該当する部分としましては、第4条の第1項1号、(1)と書いて、「おおむね1,000人未満」、これは、1号被保険者でございますが、笠置町は大体六百六、七十人ということで、ここに該当します。次のアからウまでに掲げるもののうち、1人または2人を置きなさいと。アは、保健師その他これに準ずる者、イは、社会福祉士その他これに準ずる者、ウが、今までは主任介護支援専門員で主任介護支援専門

員研修を終了した者とだけありましたが、今回、新たに追加した部分は、アンダーラインを引いておりますとおり、「主任介護支援専門員更新研修を終了した日から起算して5年を超えない期間ごとに当該主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」というふうなことで、期間を5年間規定しているというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第37号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員の選出方法が公選制から任命制に改められ、政令で定める基準に従い、農業委員の定数を条例で定める必要があるため、新規条例の制定及び関係条例の廃止を行うものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、御説明申し上げます。

議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例制定の件。

笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

平成28年12月13日提出。笠置町長、西村典夫。

まず、今回の法律改正につきまして御説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業協同組合法、農業委員会等に関する法律並びに農地法の改正が行われたところでございますが、このうち、農業委員会等に関する法律の改正を受けまして、今回、条例制定を行うものでございます。

先ほどの町長の提案理由にもございましたが、農業委員の選出方法が、これまでの選挙による公選制から議会の同意を得て任命する方法というものに改められたところでございます。

笠置町は、農地面積が200ヘクタール以下の農業委員会法第3条第5項の政令で定める市町村というものに該当するため、農業委員会そのものは必置ではございません。しかし、今回の法改正によりまして、農地利用の最適化を進めるため、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに農業への新規参入の促進、こういったものが農業委員会の重要な業務として位置づけられたところでございます。このため、今回の法律改正の趣旨を鑑みまして、引き続き笠置町農業委員会を設置するため、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定するものでございます。あわせて、今回の法改正により、笠置町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものでございます。

それでは、議案書のほうを1枚おめくりください。

笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、笠置町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠置町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 笠置町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、この条例の施行の際、現に在任する委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、その日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例制定の件について反対討論を行います。

条例は、農業委員の選出方法を選挙による公選制から町長の任命制に変えるものとなっています。今回の任命制への変更は、農業委員会の農民の代表機関という性格から、行政の下請機関へと性格を変質させ、農業委員会の民主的機関としての役割を後退させるものです。こうした変更は、到底認められません。

以上を反対理由として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第38号、笠置町農業委員会の委員の定数に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件及び日程第13、議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び

旅費に関する条例一部改正の件の2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件並びに議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について一括して提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が11月16日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改正され、期末手当の支給月数が引き上げられることとなりました。当町の議会議員並びに常勤の特別職の期末手当についても0.1月引き上げ、支給月数を3.25月に改正するものでございます。

施行日は、平成28年12月1日からとなります。御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正並びに議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について議案の説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、大変申しわけありませんが、議案第39号の新旧対照表で修正をお願いしたい箇所がございます。

2ページの新旧対照表、第1条の部分でございます。第5条、期末手当のところ、5行目、「140」としてありますが、これは新旧どちらも「150」の間違いです。申しわけありません。訂正いただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長からの提案理由にもありましたように、一般職の給与法が平成28年11月16日に改正されました。特別職の給与法もこれに準じて改正されましたので、議会議員の方と町長の期末手当について0.1カ月引き上げ、支給月数を年間3.25カ月に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、上段、第1条におきまして、平成28年分の期末手当の改正を行っております。12月の支給月を0.1カ月上乗せいたしました。100分の165、1.65月から100分の175、1.75月へ改正しております。これが平成28年12月1日施行とな

っております。

下段の第2条におきましては、平成28年分の期末手当で合計の3.25月を12月に一括して上乘せしておりますので、29年度の支給月数は、その0.1を6月と12月それぞれに振り分けて上積みをしております。6月に支給されるものについては1.55月、12月に支給されるものについては1.7月という改正をしております。第2条につきましては、平成29年4月1日の施行としております。こちらは、議会のほうも特別職の者も同様でございます。

なお、差額支給につきましては、議決いただいた後、12月の支給となる予定としております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第39号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第40号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第14、議案第41号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第41号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成28年8月に発表されました人事院勧告により、平成28年11月16日に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されましたので、当町職員の給与条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、給料表の改定と勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ1.7月とするものでございます。

施行日は、公布の日からですが、平成28年4月1日から適用となります。御審議の上、御承認いただけますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第41号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

今回の改正は、先ほどもありましたように、平成28年11月16日に国家公務員の一般職の職員の給与法が改正されましたので、それに伴いまして、今回、勤勉手当の支給月数を0.1カ月引き上げるものとなっております。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

第18条の7、勤勉手当、第2項中、6月と12月それぞれ0.05ずつ引き上げまして、0.85カ月にして支給します。これによりまして、年間の支給月数は1.7カ月となります。

下段の第6項は、第2項の読みかえの部分の改正となり、再任用職員に係る勤勉手当の支給月数を規定しております。6月、12月それぞれ0.025ずつ引き上げまして0.4カ月にし、年間の支給月数は0.8カ月とするものとなっております。

次ページには、遡及いたしますので、28年4月1日からの給料表を掲載しております。  
施行は、平成28年4月1日からで、内払いといたしまして、今までに支給された給料、  
勤勉手当につきましては、給与の内払い規定、差額の支給は12月を予定しております。  
以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第41号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第41号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第15、議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

JR西日本より駅舎の無償譲渡を受け、駅舎を住民の交流と観光の拠点として設置いたしますので、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

駅舎は、鉄道業務部分と商業施設部分、情報発信部分を備えた複合施設となります。

なお、駅舎は、指定管理者により管理運営することができる旨を記載し、また、昨年度に地方創生先行型事業で改修した駅トイレもあわせて管理運営するよう考えております。御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定につきまして説明さ

させていただきます。

今回、このたびJR笠置の駅舎をJR西日本さんから無償譲渡していただくこととなりましたので、その活用方法や管理運営の方法などを規定するため、設置及び管理に関する条例を制定させていただき提案をさせていただきました。

JR笠置駅を複合施設としておりますのは、もともとの保線を含めた駅の業務に係る鉄道業務部分、それから待合スペースに係る共有の部分、商業施設部分になりますので、複合施設として名称をさせていただいております。

それでは、1ページの条例(案)のほうで説明させていただきます。

第1条におきましては、設置の目的を上げております。

先ほど町長からもありましたように、住民交流と観光の拠点として地域の活性化と振興を図ることを目的として設置するものでございます。

施設の位置といたしましては、大字笠置小字栗栖61番地の2にございます。

第3条で、この施設におきまして実施する事業を掲げております。

第1号は、先ほど言いました保線も含めてJR笠置駅の駅業務に関することとしております。

2号以下につきましては、町の活性化事業であったり、住民交流というところを上げております。

第4条におきましては、施設の管理運営を指定管理者により管理を行わせることができる旨を規定しております。

第5条では、第4条で選任いたしました指定管理者に行わせる業務の範囲を規定しております。施設及び附属施設。附属施設とありますのは、先ほどありました駅トイレの部分も含めての附属施設となっております。

第6条におきましては、利用料金を規定しております。今回、この利用料金ですが、本来ならば、条例制定のときに使用料を規定させていただくのでございますが、まだ細かな料金設定ができておりませんので、第2項におきまして、「前項の利用料金は、町長が定める額」としております「町長が定める額」の部分につきましては、次回の議会で決定した金額を提案させていただきたいと考えております。

第7条につきましては、使用の制限、第8条につきましては、賠償等を規定しております。

この条例は、議決いただいた後、公布の日から施行することとなっております。まず、この設置及び管理に関する条例の可決をいただきましてから、指定管理者の募集、駅舎の改

修等になっていく予定と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

1 番（西岡良祐君）　1 番、西岡です。

この条例は、今、地方創生で行っている笠置駅の総合的な整備という形の中でやられると思うんですけども、まず1点、本施設は、3条の第1項、J R 笠置駅の駅務に関することをやりますということで、これは現在、J R 西日本とそういう契約をやって今やっていると思うんですけども、その辺は、今度この条例の場合、指定管理者に行わせることができるということで第4条でうたっていますけれども、指定管理者に行わせる業務の範囲というのは第5条でうたっていますけれども、これは第3条の事業の6項の本施設及び附属施設の運営管理に関することを指定管理者に行わせるという意味ですね。

そうしたら、先ほど言った1番のJ R 笠置駅の駅務に関する、これはどうなるんですか。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君）　失礼いたします。

今の西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この建物につきましては、全て一旦J R 西日本さんから無償譲渡を受けますが、駅務の部分、券売、保線の部分につきましては、一旦譲渡を受けた後、J R 西日本さんと無償で使用していただく契約を交わすこととなっております。

指定管理者に管理を行わせる部分といたしましては、駅務の部分を除いた形を指定管理のほうで管理運営していただこうと考えております。今現在、駅の無人化対策といたしまして、町のほうで臨時職員を雇用した中で切符販売等をやっているという状況でございますので、その部分は残したまま、そこは町の直営であったり、J R さんの保線の部分であったりですので、指定管理はその部分を切り離してお願いしたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君）　西岡君。

1 番（西岡良祐君）　1 番、西岡です。

J R の駅務に関することは、今までどおりということですか。

そうしたら、本施設は、次に掲げる事業を行うということで、あと2項、3項、4項、5項、この辺はどうなるんですか。誰がやるんですか。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですが、2項からの部分につきましては、共有スペースというのもございます。もちろん待合スペースであったりJRへの進入するための通路であったりというところもございますし、あとは、今回この条例を可決いただいた後ではございますが、商業施設部分については、町のほうで何か事業、店舗の募集をしようと思っておりますので、そういうところで町が活性化に関することというのを実施することとしております。

もちろん指定管理を受けていただいたところの自主事業として町の活性化に関する事業も行っていただけたらということも募集の要項の中に入れようと考えておりますので、町の事業とあわせ、指定管理者の自主事業ということも考えた中で、第3条と第5条の中の事業を入れております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の説明だったら、この条例は、指定管理者を使いたいから、この条例をつくってはるのか、あるいは、笠置駅総合施設について、こういうふうにやっぺいこうということの条例なのか、どっちなんですか。

それで、今説明があった（2）、（3）、（4）、（5）の中身はどういうことをやっぺいこうとされているのか。それは、今、地方創生の中で、いろいろやっぺいしていますわね。そういうことをやっぺいしているのか。ただ、それやっぺいたら、この条例は6項だけの業務に対する条例でいいんじゃないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回のこの条例ですが、第4条に指定管理者に管理を行わせることができるとしてあります。まず、建物の譲渡を受けますので、JRの駅については、設置及び管理に関する条例は必須となっております。これを設置しないと、町の施設としては認められないといいますが、町の施設としての位置づけができないということで、設置及び管理に関する条例があります。

第4条におきましては、指定管理者にする、しない、どちらにしても管理を行わせる場合は、この項目が必要となっております。今、町のほうでは、駅舎については指定管理により管理を行わせたいと考えておりますが、この条項がありましても、直営である場合も想定はできます。ただ、今考えておりますのは、事業者で指定管理をしていただいたほうが、いろんな事業もそこで展開していただけますし、ということも考えまして、第4条を入れており

ます。

指定管理者を導入する場合には、第4条はもちろんですが、第5条、第6条について、規定しないといけないということになっておりますので、今回、設置及び管理に関する条例という中に入れさせていただいております。

指定管理者にすることにつきましても、この条例をもとに次の手続に入っていくということです。駅舎自体の改修、それから譲渡を受けた後の活用につきましては、これ以降にはなるんですけれども、この設置条例が制定された以降でないと、まず次の手続に入れないということで、12月の今回の議会に上げさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それは十分わかっています。私が質問しているのは、第3条の（1）から（5）までの事業を行うとなっておりますけれども、これはどこがどういうふうに行っていくんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

（1）の事業につきましては、JR西日本さんに業務がまた行きますので、こちらの部分はもちろん西日本さんなんですけれども、駅の券売業務につきましては、町が引き続き臨時職員を雇用した中でやっていきます。

（2）、（3）、（4）、（5）の事業につきましては、交流スペースといいますか、共有になるスペース、待合スペースであったり通路であったりというところは、町のほうで観光パンフレットなり、今後、今やっております特産品であったり、展示するスペースとしております。ただ、駅全体の管理を指定管理者に管理させていただきたいというところを考えているわけでございます。

中の事業につきましては、もちろん町がそういう形で行いますし、指定管理を受けた事業者さんが自主事業として、共有スペースの部分を活用して、町の情報発信であったり、自分のところの事業所の発信であったり、それは可能かなと考えております。

全体のスペースについては、町がもちろん事業も進めていかないとはいけませんし、あとは指定管理者の選定がありましたら、そことも協力しながらやりたいなと考えている部分でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 大体わかりましたけれども、そうしたら、指定管理をしていく場合、指

定管理料というのは発生するんですか。するのであれば、業務内容によって、委託業務内容で変わってくると思うんですけれども、それはどういう計画をされているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

第6条に規定しております利用料金は、指定管理者の収入にしようと思っております。今、町のほうで指定管理料として考えておりますのは、全体の電気代とか、もともと町で払っていた分、そこと使用料とで施設の管理運営ができる金額を設定したいと思っております。

一番最初の説明でも、利用料金のところで、まだ細かい金額設定ができておりませんので、次の議会には金額を設定した改正条例を提案させていただきたいと考えておりますが、町といたしましては、事業運営に係る全体経費から使用料金を引いた差額分を指定管理料と考えておりますので、そこらで協議したいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の関係で、私も2点ほど質問させていただきます。

今、ちょっと答弁を聞いていますと、JR笠置駅の駅務に関することは町が持つという。今3人、町が雇っていますね。それで売り上げは何ぼかあって、今、土地の3人の分というのは賄えていない。マイナスのはずですね。

そうすると、何でJR笠置駅の駅務に関することというのは第3条に入れられるんですか。それやったら、ここに駅務の関係も、町職員で雇っている3人の方もここに含めて、この指定管理の中でされたほうが、むしろすっきりするんじゃないですか。そうでないと、駅務に関することに入れる意味が私はないと思うんですよ。基本的には、これが本論と違いますか。駅務というのは、切符を売っていただくとか、それから便所掃除もやっていただきます。だから、そういった業務をここで入れるということは、私は、当然にそういう業務が、新しい指定管理になるのかどうか分かりませんが、入るところで条例に入っているのに、町がまたそのまま引き続いて同じようにやるというのは、ちょっとわからないんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

JR笠置駅の駅務の部分については、先ほども説明しましたように町が臨時職員を雇用しております。行く行くは指定管理者のほうで雇用していただいてという話は考えてはおりま

すが、まだJR西日本さんとそこまでの話が詰まっておきませんので、まだ来年度以降も現状のまま進めていきたいと思っております。

いつからということはまだわかりませんが、できればそうしたいという考えは持っておりますので、もう一度させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、条例がせつかくできるんやから、もう（1）から始めたらいいんですよ。何のための条例ですか。

例えば、大河原駅なんかは、一時期、JAが委託業務をやっていました。JAは撤退された。今はどこがやってはるのかちょっと私も知りませんが、やはりこういう条例がせつかくできて、わざわざJR笠置駅の駅務に関することと書いてあるのに、新しい指定管理になるのかどうかわかりませんが、何でその業務ができないんですか。だから、今、将来的にはとおっしゃるけれども、いつか具体的に、指定管理になったときに、新しい企業になるかわかりませんが、そこにも必ず入るという答弁が欲しいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員のおっしゃいましたJR駅の部分ですけれども、今回、先ほど来説明させていただいておりますように、いずれにしても、この設置管理条例をまず提案させていただくというのが前提にありました。おっしゃるとおり、指定管理者により業務を行わせるところまで詰めて条例制定といけばよかったですけれども、先ほども説明させていただきましたように、JR西日本さんとまだそこまでの話もできておきませんし、今現在雇用されている方が次の指定管理者さんに雇用していただけるという項目もつけて、了解いただいた中でのこととなりますので。

それに、この条例、次の利用料金等提案させていただく中で、そこまでの話が間に合えば、出させていただく場合もありますけれども、現時点では、まだ。近い将来には業務に入りたいとは考えております。御理解いただきたいと思っております。申しわけありません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

新しい企業が決まるかどうか、そのときにはぜひとも必ずこれを入れてください。そうすると、笠置町の赤字財政もちょっとでもね。今、実際に雇って、収入がマイナスなんですよ。

何ぼかはちょっと調べてこなかったんですけども、マイナスのはずです。

それと、もう一点、観光案内に関することを書いてあるんですけども、観光案内は、先ほどパンフレット云々とおっしゃっていたけれども、観光協会がここに入るという考え方はあるんですか。

といいますのは、私、前の町長のときにも、観光協会は、産業会館の言うたら分室に、公金とか、それから個人情報を取っている、そして災害時の拠点になる、何でその一室に一社会福祉法人が観光協会の中に入るんやということも大分言うた。そして、空き家対策のためには、どこか空き家で観光の案内をされたらどうかと言ったんですけども、この観光案内のところに観光協会にぜひとも入ってもらいたいんですけども、その考えはありますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回の条例で上げさせていただいた指定管理に観光協会さんが手を挙げられるとかということが入っていただける可能性もあります。観光協会がそこで事務所を貸してくれという話は、まだ直接お伺いしたことはありませんが、募集を出しましたら、観光協会さんもどのような対応をされるかということやと思いますので、そこらでちょっと。

こちらから入ってくださいというお声かけは全くしていません。もちろんする状況ではないと思っておりますので、公募した中で、そこでとっておられたら、自主事業なりいろいろ考えて手を挙げられたらということは思っておりますが、以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） そうじゃなしに、観光協会がやはり、まだ答えはもらっていないんですけども、先ほどの。町の分室ですよ。そこに一社会福祉法人が何で入ってこられるか。前のときに議論を私は大分しましたね。そうしたら事業がもうかれば、いずれは出ていかはるでしょうという話も、前の町長はおっしゃっていました。これは本当に、何度も言いますが、公金とかそんなんを取っているところです。光熱水費ももらわず、電話代ももらわず、何でそういう一画に一社会福祉法人を。まだ社協とか、法人とか、そういうようなことやったらわからんことないんですけども、一社会福祉法人に何で役場のそういう分室の一画にされるかというのは、もともと疑問なんですよ。前から言っています。

町長、その答えはどうですか。あなたも観光協会で作っておられたこともあって言いにくいかわかりませんが、的確に教えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員の指摘された部分については、私もその流れについては十分理解しております。電話につきましては個人で引かれて、電話代については観光笠置が負担されております。そのことはお知りおきください。

適当な場所がなく、当面、前町長が、あそこを使ったらどうかという提案をされて、今までに至っております。今後につきましては、やはり大倉議員が指摘されることも当然かと思えますので、その辺は、また観光笠置の皆さんと相談しながら、また適当な場所に移転することも前向きに考えていく必要があると思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 指定管理になる、ならないにかかわらず、どこがやろうと駅のところに観光協会を置けば一番いいんですよ。一番的確にわかりやすいです。例えば、島ヶ原だったら、今までは島ヶ原観光振興協会でしたけれども、今、振興会に変わっています。伊賀市が合併になったから。伊賀市は今、島ヶ原の駅前に大きな観光協会を建てております。宇治市もそうですね、大きいところですから。奈良市も、JR奈良駅と近鉄とあります。大きいところですけども、小さいところでは島ヶ原がそういうことやっています。

笠置もそういうふうに観光の一つの拠点とおっしゃるんなら、この施設の中に入られたほうがいいと思います。指定管理は別にして入られたほうがいいと思うんですけども、もう一遍答弁、町長、どうですか。それを確認します。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この駅舎についての指定管理者については、先ほど前田課長からも答弁がございましたように、これからこの条例を制定していただいた後、指定管理者の公募をしてまいります。その中におきまして、先ほども前田課長が言われたように、観光笠置さんがこの駅舎を利用したいということで応募していただけたら、まずここに入っていただくのは当然だと私は思っております。それはまだわからない部分で、どういう思いを持っておられるのか。また、ほかにもここをどうしてもやりたいという団体があろうかと思えますので、その辺はこれからの推移を見守っていきたいと思っております。

また、私も観光協会につきましては、これからの地方創生において、笠置は観光を中心として創生していかなければならないという思いを持っておりますので、もっと適当な場所、例えば、いこいの館のどこかとか、そういうふうにまた皆さんとともに案を練りながら、そういう適当な、もっと立地条件のいいところに設置をしていくようなことも必要かと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

駅舎を複合施設として町が改修するということですが、町が改修をすれば当然JRも便益を受けることとなります。ところが、JRには無償貸し付けをしておりますけれども、JRは一民間企業です。便益に見合った形で応分の負担を求めべきと考えますが、この点はいかがでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

JRの応分の負担というのは、電気代、実費に係る分については、今までどおりJR西日本さんがその部分については持っていただけると認識しております。

電気代、それから電話等、今までJRさんが保線として使っていただいている部分については、もちろんそのままとなっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

JRというのは、民間企業ですから、当然、便益を受けたとき、その利益の処分というのは民間の判断でされていくわけです。町の改修というのは、地方創生の事業で税金が当然投入されているわけですが、やはり税金を投入する以上は、JRにも電気代だけではなくて、どのように便益を図るかというのはそれぞれ協議が必要だと思いますけれども、それに見合っ、やはり応分の負担を求めることが大事ではないかと思ます。

それでお伺いしたいのは、そうした話をJRの側と一度でもされたことがあるのかどうか、その点を確認したいと思ます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

JR西日本さんとは、無償譲渡と、無償で譲渡を受けた後、貸し付けるという話はできております。

ただ、もともと電気につきましてはJRさんが持っていたので、その認識でありましたが、それ以外の負担については、まだJR西日本さんとの協議という場には至っていないというところではあります。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどの観光協会が町の一部に入っていること自体をどう考えておられるのか、その答えをもらっていないんですけれども、先ほど電話代だけはどうかのとおっしゃったけれども、電話代の問題と違います。先ほど言っているように、一社会福祉法人が、何度も言うように、それを聞いてくださいよ、公金扱いをやったり、プライバシーのことも扱っているんです。役場の業務をやっているんですよ。その中に社会福祉法人をいつまで置いておかれるのか。

前の町長のときは、めどが立てばどうのという話もいただいております。いまだにね。この際だから、観光案内に関するところに、駅舎に入られたほうがと、これは指定管理に関係なしで協議されたらいいんですよ。私はそう思いますけれども、そのほうが一括していいと思います。

だから、今入っておられることに対して、町長はどう思っておられるんですか。将来出ていかれるかどうかという面も含めて。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申しあげましたように、観光笠置を立ち上げられ、そのときに事務所として適当な場所が見つからなかったという経過がございます。それで、一時措置的にあそこのスペースを使ってくださいという町の思いで、今でも入っておられます。これは一つの経過として捉まえておりますので、いずれかは、近いうちに観光笠置の皆さんと相談しながら、もっとしかるべきところに設置していくべきだと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君、今質問しているやつは、きょうの今言われているJR駅の話とちょっと離れているんで。今、観光笠置の振興会館の中の話をしているから、これはJRのあれの話やから、そこのところを割って話をせんことには。はい、どうぞ。

5番（大倉 博君） だから、今、町長がおっしゃったように、観光案内所ができれば必ず社会福祉法人がそこに入ってもらうようにぜひともやってください。この条例ができて、すぐにかどうか、これができれば協議してください。どうですか、協議できますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 協議はすぐにできると思います。それはやっていきます。

今ちょっと聞き間違ったかもわかりませんが、この指定管理をすることについて、観光笠置が応募されることについては確信を持っておりませんし、それはどうされるかわか

りませんけれども、そういう協議は早急に立ち上げたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件について反対討論を行います。

今回の条例は、JRから町が駅舎の無償譲渡を受けて、町が複合施設として改修して、それをJRに無償貸し付けする。それを前提として、その施設のための管理の条例となっています。

もともと鉄道事業、駅というのは、公益性があつて、税金を投入することをどんな場合にも反対という立場ではありませんけれども、今回は、JR、民間企業に対して、応分の負担も求めず、税金を使って便益を与えるということになります。その点が大変問題だと考えます。

以上を反対の理由として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第42号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時15分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第16、議案第43号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第43号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

平成28年度地方創生加速化交付金事業として東部区内の空き家改修を実施しており、建物をサテライトオフィスや住民交流、活性化を進めるための施設として設置いたしますので、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、この施設も駅舎同様、指定管理者により管理運営することができる旨を記載しております。御審議いただき、御承認いただけますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第43号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について説明させていただきます。

この条例もJRの複合施設と同様に購入いたしましたので、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

場所といたしましては、東部区内にある民家、これを6月に議決いただきまして購入をいたしました。その活用方法や管理運営の方法を規定するためのものでございます。

また、この施設については、サテライトオフィス、事務所貸し、貸しスペースというものを確保いたしておりまして、起業や就業の機会の拡大を図る施設として位置づけております。また、住民の交流の場、また移住相談の場としても活用したいということで、交流拠点施設という名前で名称をつけております。

第3条におきまして、施設で行う事業を挙げております。この中にありますサテライトオフィス、また企業就業機会の拡大に関する事業、町の活性化事業、情報発信に関すること等となっております。

第4条では、ここの施設につきましても施設の管理を指定管理者により行わせることができるという旨を規定しております。

第5条では、指定管理者により管理を行わせるとした場合の業務を規定しております。

第6条につきましては、利用料金に係る規定でございます。こちらにつきましても利用料

等、まだ詳細な打ち合わせをしておりませんので、第2項におきまして、町長が定める額というふうに規定させていただいております。こちらも額が確定次第、また指定管理者が決まり次第に条例改正を行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

第7条では利用の使用の制限、第8条では損害賠償の件を記載しております。

なお、この条例につきましても、施行は公布の日からと予定しております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

JRの駅の件も含めまして、今回のサテライトオフィスの新しい施設なんですけれども、重複する部分があると思うんです。これ以上、こういう重複した内容の業務が笠置町の業務として必要なのか。それとも、もっと一本化して、スリム化して、スマートな事業にするべきではないのかと思います。総務課長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるように、たくさんの施設を町が抱えることについては、今後の財政を圧迫させることもあり得ないことではないかとは思いますが、事業を進める上におきまして、第3条に係る事業が多分重複しているということでの御意見やと思っております。JRの駅舎については、観光の拠点と位置づけておりますし、交流拠点につきましても、起業、それから就労機会、移住を進めるための施設。ここを貸し事務所、貸しスペースと言っておりますのは、企業さんが、今はテレワークというような働き方の新しい形態があります。パソコン、インターネットが接続できれば、どこでも仕事ができるということもありますので、そういう事務所として貸し出して、笠置の魅力を発信する。笠置でもそういう仕事につけるといところがわかっていただいたら、それも移住につながるのではないかというための施設と考えております。

また、地元の住民の方も、いろんな活用もそうですし、サテライトオフィスとして活用しただけのほかから入っていただける方との交流を進めるためにも、中としては、そういう活性化であったり、情報発信というところは重複しているかとは思いますが、必要な施設だと思ひまして、それぞれ挙げさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

移住に関するという流れでは、おもしろい内容だなと思うんですけども、やはりビジネスと地域振興を余りにも寄せ過ぎると、かなりぼやけた感じになってしまいがちにあると思うんです。

今、地域創生で大きく言われていることは、やはり行政感覚に寄り過ぎると民間感覚がぼやけてしまって、なかなか借り手も決まらな。こういうサテライトオフィスと銘を打つのであれば、もっと民間の考え方を取り入れたような案を盛り込んでいくほうが現実的ではないのかと。これだと、どうしても事業の内容がぼやけてしまうというふうに思われるので、今後、指定管理を公募するときには、そういう流れも十分に盛り込んだ内容にしてもらって、本当に笠置のことを考えてもらえる、笠置を発信してもらえる、そういう媒体を持った方々に携わっていただきたい。そういうふうに切に願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員のお言葉、今後、指定管理の募集をするときには、要項等にもいろいろ盛り込んで、笠置町といたしましても、おっしゃったように行政主体ではなく民主導で動いていただけるような活動を支えたいと思っておりますので、取り入れさせていただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

以前、聞いたときに、これで利益を上げると言うてはったんですけども、利益を上げて、その分でランニングコストを賄うと聞いたんですけども、その根拠とか目算とかはどうなっているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西議員の御質問ですけども、今、第6条で利用料金ということを掲げておりますが、細かい料金設定がまだできておりません。指定管理になった場合は、指定管理料といたしましてお支払いする金額もあるんですけども、必要最低限といえますか、例えば時間貸し幾ら、その方が利用料金を納められる、それプラス必要経費、その差額分を指定管理料としてお支払いするというような形を考えております。

だから、全て町が補填をしていくとか、そういうことは考えておりませんし、地方創生の事業としての中でも利益を生む施設としての運営ということもうたわれておりますので、何とか先ほどもありましたように町の財政を圧迫しない程度の利益、もちろん指定管理料がそこで差額が埋まっていくのはありがたいですし、収益を指定管理者となられる事業所が上げていかれるということは、大いに町としても税金を納めていただくとかいう面で明るい材料になるのかなと思っております。

利用料金を細かくまだ設定できていないところで、説明がちょっと曖昧になってしまって、まことに申しわけないんですけども、今後、細かい時間貸しであったりスペース貸しであったりという設定のほうを進めていきたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと確認ですけれども、先ほどの駅舎のところでは、行う事業の中で、6項の本施設及び附属施設の管理運営に関することということがうたわれているんですけども、今回の交流拠点施設の条例の中には、その項目がないんです。直接、指定管理の4条、5条になっていますけれども、その辺は何か違いがあるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西岡議員の御質問で、第3条のところに、JR笠置駅のほうには第6号として本施設及び附属施設の管理運営というところが入っているけれども、交流拠点には入っていないというところですね。駅舎につきましては、駅全体と、それからトイレのほうが入っておいりましたので、6号で掲げたということです。

この施設について、管理運営についてもここですることになっております。抜けているわけではないんですけども、すみません、トイレと駅舎の駅務の部分を考えておりましたので、6号としてわざわざ挙げたというところで御理解いただけたら。漏れているという感じではないんですけども、トイレを含めての管理というところで6号で挙げさせていただいたということです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

42号、43号について、やはり笠置には今、希望の光というものが少ないかのように思います。こういう新しい風を起こし得る議案は、僕は大いに賛成したいと思います。そして、次の世代が笠置に生まれてよかったと思えるような事業にしていく責任が今、町にはあると思います。よって、僕はこの議案を大いに喜んで賛成したいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第43号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第43号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第17、議案第45号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第45号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額13億8,999万7,000円にそれぞれ3,368万4,000円を増額し、歳入歳出総額を14億2,368万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金では、民生費国庫補助金で新たな臨時福祉給付金事業として304万6,000円を増額、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金の交付決定により1,186万円が減額、総務費国庫委託金で過疎地域等自立活性化推進交付金として1,900万円が増額となっております。また、寄附金では、3件のふるさと納税がありましたので、14万9,000円を増額しております。

歳出の主なものは、総務費で過疎地域自立活性化推進交付金事業の事業費補助金として

1, 900万円を増額、民生費では新たな臨時福祉給付金事業としてシステムの改修などを  
含め305万3,000円を増額、土木費では社会資本整備総合交付金の減額に伴い町道笠  
置山線新設工事費1,310万円を減額、また給与改定に伴う人件費をそれぞれの費目にお  
いて増額しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第45号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第4号）につきまして、  
説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入に係るところと総務財政課所管の歳出について説明させていた  
だきます。

それでは、まず11ページ、歳入からお願いいたします。

歳入、10款地方交付税でございます。これは、普通交付税の交付額決定により  
3,129万1,000円を増額いたしまして7億229万1,000円とさせていただく  
ものでございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金におきましては、老人保護措置  
費の負担対象者の減によりまして50万7,000円を減額しております。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は368万8,000円を増  
額しております。来年、年明けから始まります新たな臨時福祉給付金事業に対する社会福祉  
費補助金といたしまして304万6,000円を増額しております。また、高齢者生きがい  
活動促進事業といたしまして老人福祉費補助金64万2,000円の合計368万  
8,000円となっております。

2目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の交付額が決定されましたので、それ  
ぞれ事業ごとに増減を行いまして1,186万円が減額となっております。

ページ変わります、3項委託金、1目総務管理費委託金は1,905万5,000円を  
増額しております。自衛官募集事務委託金の交付決定による5万5,000円の増額と、  
10分の10の委託金となります過疎地域等自立活性化推進交付金の国による採択によりま  
して1,900万円を増額としております。

14款府支出金、2項府補助金、4目農林水産業費補助金は、山城地域の広域有害鳥獣捕  
獲事業の実施に伴う補助金28万円と、本年度から導入されました豊かな森を育てる府民税  
市町村交付金の交付額が決定されましたので135万1,000円の合計163万

1, 000円を増額としております。

14款府支出金、府委託金は、経済センサス活動調査費の交付額決定によりまして、統計調査委託金を5, 000円増額となっております。

16款寄附金につきましては、9月以降、ふるさと納税をいただきました3件14万9, 000円を増額とさせていただきます。

ページ変わりました、17款繰入金でございます。

1項基金繰入金で、支障支線移転に伴います高度情報ネットワーク整備基金から24万2, 000円を繰り入れることとさせていただきます。

18款繰越金は、財源留保としておりました242万円を増額としております。

19款諸収入、1項雑入では、後期高齢者医療広域連合への繰出金の前年度精算分といたしまして107万円と、宇治茶の郷づくり協議会から日本遺産看板製作費といたしまして20万円が交付されますので、合計127万円を計上しております。

20款町債につきましては、それぞれの事業に対します交付決定に伴い、借入額を調整させていただいたというところでございます。

続きまして、14ページ以降、歳出について説明させていただきますが、給料、職員手当、共済費負担金補助及び交付金の人件費に係ります分につきましては、給与改定に伴います増減でございますので、各項目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、14ページ、下段になります。

2款総務費、13節委託料でございます。システム機器保守料とシステム構築費を上げさせていただきます。これは、基幹システムの改修に係ります費用97万2, 000円と、平成27年度からの繰り越し事業としておりましたセキュリティーの強化に係る事業額が、京都府と一緒にやっておりますが、事業費の変更がございましたので、現年分といたしまして300万9, 000円を増額させていただきます。

19節負担金補助及び交付金は、相楽東部広域連合の負担額の決定によりまして47万6, 000円と、笠置中学校の経費につきましては27年度負担金の精算といたしまして630万3, 000円計上いたしております。

3目財政管理費につきましては、先ほど歳入でも説明させていただきましたが、9月以降に、ふるさと納税といたしまして3件、14万9, 000円の寄附をいただきましたので、これをふるさとづくり基金として積み立てるために15万を増額とさせていただきます。

続いて、16ページ、中段の防災諸費でございます。72万4,000円を増額しております。こちらは、防災無線の中継局の修理のための費用となっております。

続いて、ページをおめくりいただきまして、17ページ、中段の統計調査費になります。経済センサス活動調査費が、交付額が決定されまして、旅費のほうで5,000円を増額しております。

続きまして、すみません、ページをもう一つめくっていただきまして、20ページとなります。

20ページの上段、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費につきましては、相楽東部広域連分担金の分担金額決定によりまして15万5,000円を増額としております。

続きまして、23ページになります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、こちらは相楽中部消防組合の分担金となりますが、負担金補助及び交付金で負担額の決定によりまして363万2,000円を減額とさせていただきます。

9款教育費につきましては、こちら相楽東部広域連合の負担金の教育費に係る負担額が決定されましたので、19万1,000円を増額とさせていただいているものでございます。

以上、総務財政課所管の分の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。

そうしましたら、企画観光課が所管する部分につきまして御説明をさせていただきます。

まず、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、3節職員手当で、嘱託手当49万8,000円。

そして、4節の共済費で、社会保険で7万2,000円。

そして、9節旅費で、普通旅費として5万円。

それと、11節需用費で、消耗品費10万円。

それと、14節の使用料及び賃借料の中で、家屋賃借料といたしまして15万円。

それと、16ページの18節備品購入費で、事務用品10万円を地域おこし協力隊に係るものとして計上させていただいております。これにつきましては、町の活性化を図る事業の企画、実施を行っていただける方ということで、地域おこし協力隊の募集を行っておるところでございますが、現時点におきまして応募はございませんが、引き続き募集をしていきた

いと考えております。そういったことで進めていきたいと思っております。

それと、15ページの13節委託料で、サテライトオフィス整備事業工事設計監理委託で206万円と、JR笠置駅舎改築工事設計業務委託で248万円を設計監理委託料として計上させていただいているところでございます。それと、笠置町観光プロモーション制作・放送等委託で74万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、FM京都で笠置のPRコーナーの制作及びその放送料ということで計上させていただいているところでございます。

それと、14節使用料及び賃借料のうちで、施設使用料5万6,000円を計上しております。これにつきましては、笠置駅に係る分で、駅舎につきましては、JRと協議の結果、無償譲渡ということではありますが、土地に係る賃借料として5万6,000円を計上しております。ちなみに建物、土地、2つの面積は56平米で、平米1,000円という形で計上させていただいております。

それと、15節工事請負費で、サテライトオフィス工事に係るバリアフリー化、また、柱の補強等の工事分として400万円。それと、駅舎の改築に係る工事につきまして、券売機の移設とか、そういった配線関係等々の工事分として170万6,000円を計上させていただいているところでございます。

それと、16ページの19節負担金補助及び交付金で1,900万を計上させていただいております。これにつきましては、過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業、先ほども歳入のほうで財務課長が説明しておりましたけれども、国庫補助の10分の10ということで事業決定をいただいているところでございます。過疎地域等において、高齢者の深刻化する課題に対応するため、継続的な集落の維持、また活性化を図るため、複数集落を一つのまとまりとする集落ネットワーク圏において、住民の暮らしを支える生活サポートシステムの構築や、なりわいを継承・創出する活動の育成に支援されるものとなっております。

その中で、4点ほどの事業を計画しているわけでございますけれども、まず地域拠点を生かした食資源活用事業ということで、これにつきましては、京都教育大学の家政科との連携・協力を得て、地元食材を活用した食・産品メニューの開発・提供、そういったことを行い、また拠点施設に町内の誰もが集うことができる交流の拠点として、地域のコミュニティの活性化とにぎわいづくりを図っていくというところでございます。

そして、高齢者外出支援事業につきましては、高齢化率がさらに高まる傾向にある中、移動困難な高齢者に閉じこもりを防ぎ、話し相手、買い物等、生活サービスを支援する体制の

構築ということで、社会福祉協議会のほうでもこういったサービスを行っておられると思うんですけども、そのサービスにつきましては、一定、独居生活とか、そういった制限が設けられていると思うんですけども、そういった対象外の方の中にも、いろいろとサービスを受けたいという方がおられるという中で、そういったサービスを支援する体制の構築を築いていければと考えております。

それと、笠置の魅力創造事業ということで、町の自然活用の調査を行い、また、その調査にはインストラクター等とともに回り、体験メニュー等の開発を行い、笠置のほうへ人を呼び込むための体制整備を構築していきたいと考えております。

それと、笠置の自然文化再生事業ということでは、町としての自然文化を次に引き継ぐとともに、荒れた里山を野鳥が息ししやすい環境整備ということで、現在といいますか、28年度におきましても、保育所の園児等が巣箱を設置したり、いろいろと課外活動をやっておられます。そういった里山等を整備する中で、また子供たちが自然に触れる場所の整備をしていければと考えております。

それと、9目の通信施設管理費の13節委託料で、関西電力の電柱に当町の光ケーブルを添架させていただいているんですけども、その電柱の移設に伴って光ケーブル路線の移設をするという、その移設料として24万2,000円を計上させていただいております。

次に、少し飛びますが、21ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費、11節需用費で、修繕料といたしまして、浄化槽用放流ポンプ、それと加圧式給水ポンプユニットの取りかえ、それと特に2階のホールのスポットライト等の照明関係の修繕といたしまして215万円を計上させていただいているところでございます。

企画観光課の所管する部分につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページは、17ページ、中段、3款民生費、4項社会福祉費、1目社会福祉総務費のほうで、19節負担金補助及び交付金、この中で、臨時福祉給付金事業270万、町村会システム改修負担金32万6,000円を計上させていただいております。先ほど歳入で総務課長のほうから説明があったところでございますが、今回、また新たに国のほうが28年度補正で臨時給付金をされます。これにつきましては、26年に5%から8%に消費税が上がりま

して、その本格的な対策が講じられるまでの間、低所得者対策として随時行われております。今回の部分につきましては、制度改正ということで、31年10月までの間の2年半分、年間約6,000円を試算されていまして、1人当たり1万5,000円の試算で計上させていただいたところがございます。人数につきましては、臨時給付金、当初誤差があるということで、いろいろ御議論いただいたところがございますが、180名を算定しているところがございます。それと、システム改修につきましては、この基幹システムの改修32万6,000円を上げているということです。

それから、18ページにまいりまして、4目の老人福祉費、13節の委託料につきましては、来年4月から介護保険法の改正に伴いまして、システムのセキュリティーの向上と利用制度改正によるソフトの導入ということで整備いたします。実際は4月に稼働しなければなりませんので、今回補正をお願いした280万3,000円でございます。包括、居宅、それから在宅介護、そういう業務に関連するものでございます。

それから、高齢者生きがい活動事業64万2,000円でございますが、これは27、28で、社協で実施して新たな事業を起こしていただきました住民の互助活動、ほのぼのサービスというふうなところに焦点を当てて、そのほのぼのサービスがより充実するような活動費助成です。主に、備品購入、例えば互助で協力員が使います草刈り機とか、枝払い機とか、そういうふうな備品、それから事務用品を購入することを社協にお願いするものでございます。10分の10の国庫補助でございます。

それから、扶助費につきましては96万1,000円の減額、これは措置の終了によるもの。それから、操出金につきましては98万9,000円、これは介護保険のほうの積算の減額というふうなこと。

それから、19ページにまいりまして、4款衛生費、1目保健衛生費、2目の予防費の中、これはいろいろプラスマイナスございますが、財源振りかえしてございます。当初、委託料ということで一括計上しておりましたが、今回、今月の下旬から、産学公の健康プラットホームということで、京都大学の先生を中心に構成をさせていただいた活動が始まりますことから、今回、その活動を予想した中での予算の財源を振り分けさせていただいたところでございます。説明は省かせていただきます。

それから、3目の診療所費でございます。11節の需用費につきましては、公設民営の診療所でございます。水道管の漏水がございまして、12万円の見積もりをいただきまして、早急に修理をさせていただきたいと考えております。それと、負担金につきましては、山城

病院組合の確定によるもので59万8,000円の減額でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

人権啓発課が提出しています補正予算について御説明させていただきます。

18ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費の11節の需用費で10万6,000円を計上しています。これにつきましては、笠置町人権教育啓発推進計画が見直しの時期に来ておりますので、今回、印刷費を計上しております。

続き、15節の工事請負費、笠置会館の耐震補強改修及び大規模修繕工事につきまして、今回350万円を計上しております。この計上しております額の使用の主なものとしましては、アスベストの除去処分が中心でございます。それ以外には、内壁、外壁のクラックの増加、1階の手すりをつけかえるということをしてしまして、前回予算で見ていただきました5,500万、契約が5,263万ですので、237万円が残っております。それと今回の350万を見ていただく、合わせて590万が変更になります。

19節で負担金補助及び交付金、これにつきましては、細節で文化祭補助金を毎年計上しております。笠置会館の改修工事に伴いまして、本年度は文化祭を開催できませんでした。これが、笠置会館の工事が完了した後に、2階で行ってございました各教室や講座の展示だけを今回しようと思っております。外で行ってございます文化祭につきましては、今回はしないということですので、当初の予算で見ていただきまして40万を落としております。以上です。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書の20ページをお開きください。

20ページ、中段でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額で20万円計上させていただいております。節といたしましては委託料でございますが、中身といたしましては、日本遺産看板作製業務委託ということで20万円を計上させていただいております。これにつきましては、昨年度、山城地域のほうが、京都「日本茶800年の歴史散歩」というテーマで文化庁の日本遺産に認定をされたところでございます。本年度、笠置町を含みます

4町が追加の地域指定を受けました。笠置町におきましては、有市の茶畑・索道台跡といった部分で、その風景がこれの指定を受けたということでございます。それに伴いまして、日本遺産の魅力発信推進事業というものがございまして、これは日本遺産の認定地区及びその周辺の環境や地域振興を図ることを目的として行われるものでございまして、こういった歴史的背景とかを解説板を設けて広くPRしていこうというものでございます。財源につきましては、宇治茶の里づくり協議会のほうから10分の10、20万円を交付されることになっております。

次に、2項林業費、2目林業振興費、補正額88万1,000円でございます。節の区分といたしましては、需用費、消耗品として7,000円、13節委託料で27万4,000円。こちらにつきましては、例年、実施いたしております山城地域広域有害鳥獣捕獲事業ということで、本年度につきましても南山城村、和束町と合同で有害鳥獣の広域捕獲を行う予定をしております。今年度は来年2月に実施の予定となっております。先ほどの消耗品費につきましては、この事業に係ります事務費用を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金60万円となっておりますが、内訳といたしましては、森林山村対策補助金、これは、いわゆる間伐推進事業ということでございますが、こちらのほうを140万円減額させていただいております。それにかわりまして、森林整備事業といたしまして200万円を計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、歳入予算の説明等でもございましたが、今年度から豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業というものが始まりまして、これを財源といたしまして、若干これまで実施してきました間伐推進事業の施業内容の充実を図るといような形の中で、新たな事業として起こしていこうというものでございます。ちなみに、これまでの間伐推進事業につきましては、単費事業というものでやっておった部分でございます。

次に、3目林道維持費、補正額で215万円を計上させていただいております。節の区分では、賃金で作業員賃金11万1,000円。

次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料で、こちらは建設機械等の賃借料として3万9,000円を計上させていただいております。

15節工事請負費では、林道横川線維持工事といたしまして200万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、林道のり面下、下部河川の護岸と兼用しております。

す石積みのほうでございますが、これまでの増水等によりまして基礎部分が洗掘されて、崩落のおそれがあるということで補強工事を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

22ページでございますが、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。補正額といたしまして623万4,000円の減額でございます。節の区分といたしまして、13節委託料、舗装調査業務50万円の減額。こちらは当初、舗装修繕工事につきまして、測量、設計、外注に出す予定をしておったところでございますが、職員による対応ができましたので、不用額ということで減額させていただく部分でございます。

15節工事請負費590万円の減でございます。内訳といたしましては、こちらにも記載しておりますとおり、舗装修繕工事のほうで200万円、道路附属物修繕工事のほうで390万円、それぞれ減額をさせていただいているところでございます。理由といたしましては、こちら先ほど来説明がありましたとおり、財源としております社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。

16節原材料費、こちらにつきましては小修繕用の材料ということで16万5,000円を計上させていただいております。

3目道路新設改良費でございますが、町長の説明でありましたとおり、工事請負費で笠置山線改良事業分といたしまして1,310万円を減額させていただいております。こちら交付金の減によるものというふうになっております。

続きまして、4目橋梁維持費、こちらにつきましては250万円の増額を計上させていただいております。節の区分といたしまして、委託料で200万円。内訳といたしましては、補修設計業務で500万円の増、橋梁点検業務のほうで300万円の減となっております。橋梁点検業務につきましては、既に発注済となっております、実施に伴います減というふうになっております。こちらの減になった部分と交付金の追加になったものを合わせまして、修繕補修設計のほうで500万円を増額させていただいております。

15節の工事請負費につきましては、橋梁補修工事、こちら交付金の増に伴いまして50万円を増額させていただいております。

続きまして、4項住宅費、2目住宅管理費250万円の減額となっております。節の内訳といたしましては、委託料として耐震診断業務委託料が実施設計を行いましたところ増額となりましたので、100万円の増とさせていただいております。

15節の工事請負費につきましては350万円の減とさせていただいておりますが、内訳

につきましては、これは浴室改修でございますが、バリアフリー化工事のほうで300万円の減、それと空き家除去工事で50万円の減とさせていただいております。ともに交付金の減が理由となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

まず、15ページの企画費の委託料の関係で、先ほど528万6,000円の補正が上がっておりますけれども、この関係は、加速化交付金と推進型交付金の地方創生でやっていた中身にあったと思うんですけれども、サテライトオフィス整備事業工事設計監理委託で206万上がっておりますけれども、これとダブってはいないんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

場所につきましては、サテライトオフィスと駅舎のものでございますし、これがダブっているかという御質問だと思うんですけれども、これにつきましては、今後、入札等で工事を発注するわけなんですけれども、工事中の管理費が主なものとなっております。ですから、前の加速化推進交付金等々とダブっていることはございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ダブっていない。これは、ほかのJR駅舎工事設計業務委託で248万、それから、その下も、これは全部加速化交付金のほうの事業で、こういう項目はあったと思うんですけれども、これなかったですか。それ以外に追加して全部これは補正を今回上げてきたということですか。工事設計業務とかいいながら、初めから要るといのはわかっていたんでしょう、これは。そういう項目はダブっていませんか、本当に。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

まず、一番下の笠置観光プロモーション、これにつきましては、加速化のほうでは上がっていなかった分でございます。それと、上の2つにつきましても工事の管理料です。その分については、以前の加速化等については入っておりませんでした。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それから、16ページの高齢者外出支援事業ということで437万が上がってきていますけれども、これは、先ほどの説明で、今、福祉協議会でやっていますよね。

それとは別に、またこういうことをやろうとされているんだろうと思うんですけども、この事業はどこがやるんですか。また、社協に委託してやってもらうのか、町の行政のほうでやるのか。その辺はどうなっていますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 16ページの高齢者外出支援事業ということで、社協さんが行われている中での対象外と申しますか、そういった方を思っております。

しかしながら、当然、社協さんとも今後いろいろと協議はしていかなん部分が出てよいかとも思うんですけども、この事業につきましてはプロポーザルという形で募集しているかと思っております。企業と申しますか、そういった団体等々にプロポーザルをかけて、そこで決定していきたいなと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

22ページの笠置山線の改良工事で1,310万円減額されていますけれども、これは以前からいろいろ問題になって、なかなかおくられているんですけども、この笠置山線の改良工事は、いつ終了して、いつ終わる予定として、町長としてどのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置山線についてでございます。

この工事は始まって何年たつんですかね、私も議員時代、何回も指摘をしてまいりました。災害が起こる可能性もある。そういうことも含めて、早く完成すべきだという立場で発言をしておりました。その立場には今でも変わりはありません。

その財源の基本となります社会整備交付金を当てにして今までずっとやってきたわけですが、社会整備交付金の状況が厳しくなって今回も減額をされた、そういうことにつきましては真摯に受けとめておりますし、この交付金に対して、国や府に対して、近隣の首長さんとかも、何度も陳情、要請を行っていておりますけれども、何か国のスタイルと違いますのか、そういうものが変わってきて、この交付金がだんだん減らされてきているのも事実でございます。

これまでも町として、この交付金が減額されても30年の3月には完成をしていきたい、そういう思いを発信してまいりました。このことについても、やはり真摯に私は受けとめておりますし、もしもこの整備交付金が減額された場合でも、どういう財源の手だてをしてこれをなし遂げていくのか。そういうことは、これからの議論になるかと思うんですけども、

今ここで、この財源をこれに充てるということは、ちょっと言いづらいんですけども、何としても30年の3月には完成に持っていきたい。そういう思いで取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、ことしの6月に要望書を受け取られていますね。笠置町長、西村典夫様。私もこれはいただいております。よく読んでおられています。

そして、1年前の議会で、町長の議会報告の中で、このように書いているんです。ちょっと読ませてもらいます。覚えているかどうかは知らんけれども。

この工事は、17年度から始まり、10年にもなります。ちょっと飛ばして、保安林の解除がおくれるなど——保安林の解除も、これは私が議論して、京都府の宇治の振興局へ行って、結局5年間というのがわかったわけです。それで、もう以前の議会で申したとおりなんですけれども——要するに大幅におくれております。防災道路として着工されていますが、工事中のままでは土砂災害を起こす危険性もあります。ことしのように交付金頼りでは大幅に減額されません。残り300メートル、1,505万円ですか、完成度をはっきり求め、交付金が下回ったときも、——ここで過疎債という言葉使っておられるんですよ——過疎債を利用してやり遂げる必要がありますと、ここに書いております。

この道路は、文化財関係で許可をいただくのに、当時の職員の方の並ならぬ云々とあります。そして、この道路は幅5メートルで大型バスも通ります。本当に通るかどうかわかりません。今、笠置ゴルフ場のところは、真ん中に白線を引いて、あれは7メートル道路で大型バスも行けますけれども、今の5メートル道路は真ん中に白線を引けません。そして、奈良・柳生・笠置山への観光ルートにもなりますが、柳生町内は大型車両通行どめになっています。並行して規制解除して取り組む必要があると思います。

ここで問題になるのは、いろいろ問題はありますけれども、過疎債を使ってでも今おっしゃったように30年3月の完成に向けてやれるというか、どうですか。私は以前から、あなたにもう大分言いました。議会通信というのは、自分が質問したことに対してする。あなたの場合は、自分がええように書いたというか、そういうところが幾分か見られるんですよ。ここもそういう形で、この要望書の中にも、今言うところが大体そうなんです。だけど、過疎債とここに書いていますのでね。どうですか、過疎債を使っても30年にやれますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございますが、一部先ほどの町長の答弁で誤りがございましたので、訂正させていただきます。

先ほど平成30年3月と町長は申し上げておりましたが、平成30年度の3月ですので、平成31年3月の完成を目指して今何とか進めておるというところでございます。

あと、財源についてでございますが、こちらにつきましては、町長のほうからも答弁がありましたとおり、社会資本整備総合交付金というものを主として今後も考えております。やはり、これまでから何度も大倉議員もこの場で御質問していただきまして、私も多分前任の担当課長も答えていたかと思うんですが、交付率65%で、交付金裏につきましても、かなり手厚い保護があるということで、やはりこれを財源として使わない手はないということで、これまでから主たる財源として用いてきたわけでございますが、年々交付率が下がっているというところは否めないというところかと思えます。

しかしながら、先ほど町長も申し上げたみたいに10年以上、長きにわたってかかっているという中で、この交付金が減らされたとしても、今、目標としては、あと29年度、30年度、2カ年で終わらせたいというところでございますが、概算の工事費で申しますと、今年度の施行分も含めまして、あと約1億5,000万程度かかろうかというふうに見積もっておるところでございます。その中で、現年予算につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり1,310万円減額されておるわけでございますが、今年度の事業といたしましては、昨年からの繰り越し分が7,300万円ございます。それと、今年度、減額の現計予算額としては490万という形になるわけでございますが、それを合わせまして7,790万円で、およそ残事業分の2分の1程度消化できるかなというふうにご考えておるところでございます。あと、来年度、再来年度、うまく財源確保できるのであれば4,000万円ずつぐらいの事業をやれば、何とか目標の30年度には完成に持っていけるかなというふうにご考えておるところでございます。

来年度の社会資本整備総合交付金につきましても、今年度と同様に主たる財源として交付要望はしておるところでございますが、来年度4月にどのような交付率で交付決定がされるかというのは、今の時点ではわからないですが、昨今の国の状況等を考えますと、かなり厳しいところがあるのかなというふうには思っております。

来年4月の内示の段階でつかなかった場合に何を財源として持つてくることができるのかということにつきましては、財政サイドともいろいろ相談はさせていただいておるところで

ございますが、起債を持ってきてでも早期に事業を終わらせたいというようなことは、前の田中参与のほうも答弁していたところかと思えます。過疎債ということに限定できるかということにつきましては、私は財政担当ではございませんので申し上げられませんが、そのような部分も含めて今後検討していきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 一応、何とか31年3月までに完成させるということ、強い言葉を聞きましたんですけども、町長、本当に過疎債でも使ってやってください、やるんだったら。それは、過疎債といたら、どうせまた借金ですから、返さなあかんからね、笠置町の財政がそれだけ豊かかどうかというのは、また問題あります。だから、これは町民の方が、今、物すごく、特に山の上の方はね。私もそうなんですけれども、もう府道は通らないんですよ。やっぱり上から、柳生から行って、上におられる方は、みんな今、柳生へ抜けておられます。府道は通っていません、ほとんど。そういう形ですので、だから。

それともう一点、細かいことなんですけれども、車道ができれば、歩道はできるんですか。あそこは観光道路、東海自然歩道になるので、当然、その横にはあるんですけども、車道の横だけになったら、歩道ができる部分があると思うんですけども、笠置ゴルフ場のように、ああいう歩道もできるんですか。その辺だけ、細かいことなんですけれども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ちょっと正直、詳細なところまで記憶しておりませんで、申しわけないんですが、たしか歩道というような形で独立した形ではなく、路側帯というような明示の形になっていたと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 観光客のことが、やっぱり笠置から柳生、柳生から笠置へ来られるんですよ。そうすると、歩道がなければ、車ばかり通って、そこら辺の交通事情の問題。あの笠置ゴルフ場までは、広い歩道ができております。だから、あれだけ広くとるかどうかは別にして、歩道もやっぱり必要じゃないかと思うんですけども、その辺よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

18ページの笠置会館耐震補強及び大規模修繕、これで350万上げておられます。先ほ

どの説明で、アスベスト関係が出てきて、その除却等でふえたということなんですけれども、まず4点お伺いします。

まず、1点、アスベストを使っていた場所は、今まで使用されていた人等に何の影響もなかったものかどうか、その辺は確認されておるのか。それが1点。

それから、これは設計も委託して耐震設計をやってもらっていると思うんですけれども、その設計時点でアスベスト使用しているというような状況が把握できていなかったのかどうか。それが2点。

それから、もう一点。これは国の交付金か補助金かでやっていますね。それで、一応あそこは学校並みの耐震補強の基準を採用してもらえたとおっしゃっていたと思うんですけれども、その辺で予算のもらっている補助金の枠の中で変更して使うというようなことはできなかったのかどうか。それが3点。

それから、もう一点は、それができなかったとしたら、補助金のこういう問題が出てきたので、アスベストというのは以前から社会的に問題になっていた問題ですので、追加というような要望はされたのかどうか。その点について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 西岡さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、アスベストの場所とその影響はどうやったんやということですが、基本的に現在、アスベスト自体はさわらへんかったら特に影響はないんです。だから、撤去のときに粉々になったり空中に飛散するというのが、今以降の問題です。

2点目の把握できていなかったのかという話なんですけれども、設計の中では、クラックと同じようにアスベストの調査費も見えておまして、基本的に見える部分については、腰板、スレートの平板みたいなものですね、ああいうものとか、吹きつけとか、ここにもこういう吹きつけがある、天井には、こういう材料を使っているということで、9検体は設計の中では入れています。

基本的に設計業者と調査業者は全く別の業者になりますので、調査業者というのは化学調査というて顕微鏡を使ったりエックス線を使ったりする調査なんで、それにつきましては設計コンサルとは全く仕事が違うんです。設計の段階で、あれはアスベストを使っているとかいうのは、9検体を上げているんですけれども、例えば天井をとって見たときに、H鋼等の鉄骨が出てきた、もしくは、屋根が出てきたので、吹きつけをしていましたよということで、先に調査したときに、天井とかが外れへん状態のときに調査になって、また後から同じよう

なものが出てきたら、2度調査せんなんということになりますので、工事が始まって、どこからかしら確認できる場所を全部あけた段階で調査に入ってもらおうということで、調査費だけを上げるのが改修工事の通常らしいです。

3点目ですけれども、確かに補助として学校並みのものをしているんですけれども、基本的に一番ふえておりますアスベストの除去とその処分、それには一切補助金はつきません。アスベストだけじゃないんですけれども、例えば木製建具を今回取りかえますよというときに、新しい建具の設置については補助金がつくんですけれども、旧のものを撤去して、その撤去費用に係るものと、それを産廃として処分する、その処分費等は対象外なんです。だから、基本的には撤去分と処分費、また、それに係る運搬費とかもそうですけれども、そういうものは全て対象外という形になっています。

4番の追加も、今言ったのと同じ回答になるんですけれども、対象外ですので、その部分は単費という形になります。基本的には単費と言いましても、補助裏のほうで過疎債のほうで対応してもらっています。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、21ページ、産業振興会館の修繕費215万円が載っているんですが、何をされるのか、わかっている範囲で簡単に説明願います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 松本議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、修繕費、全体金額で漠々と説明させていただいたところがございます。もう少し中身を説明したらよかったとは思っておるんですけれども、まず浄化槽用の放流ポンプ、そして、もう一つ、加圧給水ポンプユニット、それと特に2階のホールの照明関係の修理、スポットライトといったところの修繕費を計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどの笠置会館のアスベストの追加工事の件で、議運の段階では、アスベストが問題になったときには、当時の担当職員が調査をしたけれども、対象はないという報告の書類があるということで聞いています。しかし、どのような調査を行ったのかはわからないというところで、曖昧な状態になっていますけれども、そういう報告を受けています。

先ほどの答弁では、仮に事前にアスベストがあるとわかっても補助金の対象にはなっ

てこないということです。しかし、全般的な今後の業務にかかわっては、実際にはアスベストが使われているのに、調査した結果は対象がないと、事実と違う調査報告書が残っているということですから、当時の詳しい書類はないというふうには聞いているんですけども、原因を究明して今後に生かしていくべきではないのかというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） すみません、先に私のほうがお答えいたします。

基本的に建築確認の旧図面等を見る限りでは、アスベストを吹きつけるとかいう文言の文字は一切ないです。今言っておられる以前に調査されたというのは、私は、それは見た覚えはありません。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員のおっしゃいました議運のときの説明の話の調査ということですが、アスベストが問題になったときに、図面なり、そこで、その当時の庁舎管理の担当者が図面なりを確認した中での報告ということです。見受けられなかったというのは、業者に出して、それが細かい調査でされたかどうかの書類は残っていないということで御報告させてもらったと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、答弁があったとおりなんですけれども、しかし、事は安全に、直接さわらなければ安全ということではありますけれども、ほかの問題でも類似のことが起きたときに、問題になっていて調査をしていたけれどもわからなかったでは、やはりだめだと思しますので、この教訓としては、やはり改善を、どういう調査をしたか、書類の保管も含めて、しっかりとさせていただきたいと。その点だけ答弁願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問の調査の件ですが、今、現の担当者が次年度に向けて、建物の調査、アスベストが年代的に疑われる建物といいますか、役場の庁舎、それから産業振興会館等、どれぐらいの費用がかかるかというのを検討してくれています。当初予算に載せさせていただきたくて検討しているつもりですので、またその際には御了解いただきたいと思います。

す。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ゴルフ利用税の関係でちょっとお伺いしたいんですけれども、町長は先ほど諸般の報告で、イの一番にゴルフ場利用税のことをおっしゃいましたけれども、確かに今、税制改正になると、いまだにゴルフ場の存続とか反対とかいろいろ出てくるんですけれども、日経新聞でも、悲しいかな、京都府笠置町では税収の3割近い金額になると新聞に報道されております、本当に。

そして、先ほど4, 200万とおっしゃったけれども、ゴルフ場を取り巻く事情も物すごく大きいんです。ことしはゴルフ場廃止は見送りになりましたけれども、そこで、町長、これだけ3割も町税をいただいているゴルフ場に挨拶とかに行かれたことはありますか。

それと、今、ゴルフ場の24年度の決算では4, 600万……

（「今、発言中でとめるのは悪いけど、今の話とゴルフ税の話と全然違いますんで、それはもう一般質問かなんかで言うたらどうですか」と言う者あり）

5番（大倉 博君） これは今、たまたまこれ諸般の事情のことおっしゃって、ここにゴルフ場利用税が載っているんでね。一番大事なことなんで。

それじゃ、1点だけ。ほんなら、もう結論から言います。

このゴルフ利用税を笠置ゴルフ場は1, 000円もうてたわけですよ。今、750円になったんです。そうすると、4, 000万もうていたのが1, 000万の税収減になるんです。これはもう去年の10月、11月から750円に減額されております、ゴルフ利用税は。笠置町は4, 000万から1, 000万減ることになるんですよ。

それだったら、もうそれ以上は質問しません。1, 000万税収が減るということだけ覚えておいてください。これは、町にとってもほんまに存続よりも一番大きい問題ですよ。それだけです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第45号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第45号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時42分

再 開 午後2時55分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第18、議案第46号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第46号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,286万2,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では繰越金、歳出では一般管理費での人件費の増額並びに簡易水道施設費での委託料の減額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第46号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明を申し上げます。

予算書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございますが、前年度からの繰越金80万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、歳出予算の財源として充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7ページ、歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費127万6,000円の増額を計上させていただいております。節の区分のうち、給料、共済費、それから職員手当の期末勤勉手当、退職手当等につきましては、一般会計のほうでも説明がありましたが、主には給料改定に伴う増額となっております。

2節給料1万5,000円、一般職給料でございます。

3節職員手当120万8,000円、内訳といたしまして、時間外勤務手当119万6,000円、期末勤勉手当1万円、退職手当組合2,000円ということでございます。ちなみに、時間外勤務手当につきましては、9月分までの実績に基づきまして今後の見込み額を算出したものでございます。

4節共済費5万3,000円、内訳といたしましては、職員共済組合4万9,000円と労働災害保険4,000円。この労災分につきましては、見回り等アルバイト職員さん1名分を計上させていただいております。

続きまして、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、委託料で47万円、こちらは水道メーター検針業務委託を減額させていただいております。水道メーター検針につきましては、これまでから職員の負担を軽減させるということで検針員さんを募集させていただいておりますが、11月までの時点で委託実績、応募がございませんので、当該期間分8カ月分になります。減額させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

7ページ、この中で時間外手当が約119万6,000円入っているんですが、これは非常に多いんじゃないかという感じがします。それは、1人ここに人員が配置されておりますので、減少するものと思うんですが、その点はどうですか、説明してください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに松本議員さんおっしゃっていただきますように4月から職員1名増員となりました。しかしながら、全くの新規採用職員ということでございまして、特に水道業務という特殊な業務、施設の運転等を勉強していただかなければならないという中で、現任の担当者も自分

がやったほうが早いという中でのジレンマとも戦いながら、新しい職員の指導もしてくれているところでございます。

今後の見込みといたしましては、今、現時点で昨年度の実績と比較いたしますと約10%ほど実際に残業手当は減少しておるところでございます。今後も職員がなれてまいりましたら残業手当は減っていくものと考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

水道メーターの検針ですが、私はこれをもう二、三年前から申し入れして、一応予算つけていただいた経緯があるんですけども、いまだに検針の委託をやられたことはないんですけども、本当にやっていただく方がないんですか。もっと積極的にやれば、今ちょっと時間外のことも出ていましたけれども、時間外手当も、それは結局こっちが時間外出すのか、同じことになるのかもわかりませんけれども、そのことに関したら、やっぱり水道メーター検針なんかも積極的に募集をやって、もうこれができて二、三年になるけれども、いまだに執行されたことがない。減額ばかりです。その辺お願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の質問でございますが、確かに昨年度から当初予算という部分に計上させていただきながら、町の広報等でも募集をさせていただいておるところでございますが、はっきり申し上げまして応募していただいている方がないというのが実情でございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、私どもも少ない職員の配置の中でやっております。これが電気メーター、ガスメーターのように検針員さんによる外注が可能となれば、かなり職員の負担軽減にもつながるといふふうにも考えられますので、引き続き検針員さんの募集のほうをこれまで以上に何らかの方法を考えまして進めていきたいと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第46号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第46号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第19、議案第47号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第47号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ809万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,873万9,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付の制度改正や実績見込み額によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第47号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきまして御説明申し上げます。

6ページの説明のほうから入らせていただきます。

まず、歳入でございます。特に、特定財源につきましては、歳出保険給付の実績見込みに対します定率額を計上しておるところございまして、説明につきましては項単位で説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては128万6,000円の減額、同じく、国庫支出金、2項国庫補助金につきましては46万6,000円の減額。

4款支払基金交付金につきましては229万1,000円の減額。

5款府支出金、1項府負担金につきましては137万3,000円の減額。

7ページにまいりまして、同じく府支出金、2項府補助金につきましては1万2,000円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては98万9,000円の減額。

8款繰越金につきましては170万1,000円の減額となっております。

総額で809万4,000円の減額となっております。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、当初見込んでおりました見込み数の若干の減数予想が確定となりましたので、その分、3目施設介護サービス給付費で約500万、それから、この額が減りましたことによりまして、6目の居宅介護サービス計画給付費も引き連れて減額されますので、合わせて580万円の減額というふうな額を計上しております。

それから、同じく保険給付費の2項介護予防サービス等諸費につきましては、今度は逆に若干実績がふえる予想が確定しましたので、介護予防サービス給付費、1目のほうで50万の増額、それに引き連れまして、介護予防サービス計画給付費、これは4目でございますが、若干の増額をし、合わせて62万円の増額というふうになってございます。

それから、8ページの最後、同じく保険給付費の6項特定入所者介護サービス等費でございます。これは政策的なところの減額でございまして、27年度に行われました資産要件、配偶者要件、あるいは28年度に加えられました非課税年金の収入認定というところで、対象者というのが減りました。それに伴いまして300万の減額をしたところでございます。

それから、最後に9ページは、地域支援事業、いわゆる包括を中心とした活動の人件費の確定に伴います予算を8万6,000円増額させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第47号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第47号、平成28年度笠置町介護保

除特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後3時14分